

教員採用Q & A

質問内容Q

回答内容A

Q1 受験申込にはどんな資格が必要ですか？

A1 地方公務員法及び学校教育法に規定する欠格条項に該当しないことのほか、原則として募集する校種・教科等に応じた教育職員免許状が必要です。年齢要件については、今年度の実施要項でご確認ください。

Q2 障がいがあるのですが、受験にあたって配慮はありますか？

A2 平成13年度採用選考試験から、「障がい者を対象とした特別選考」を実施しており、受験者の障がいの種類・程度に応じて、可能な限り配慮しています。これまでの試験では、手話通訳、点字による受験、別室での受験などを行ったことがあります。なお、一般選考で受験される方も含め「障がいに係る配慮希望事項」があれば、申し込みの段階で記入していただきますので、その際具体的な希望を申し出てください。

Q3 日本国籍を有していなくても、受験できますか？

A3 受験できます。ただし、合格後の採用にあたっては、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。また、在留資格を必要とする場合には、採用する日（4月1日）の前日までに在留資格（教育）を取得する必要があります。

Q4 教諭・養護教諭・栄養教諭以外の公立学校職員の募集はありますか？

A4 教育委員会で採用選考試験を行う職種としては、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手等があります。このうち、夏季に実施する教員採用選考試験において、教諭・養護教諭・栄養教諭を採用します。これ以外の職種については、欠員の状況に応じて、採用選考試験を行うことがあります。こうした試験の実施が決まった場合には、要項発表と同時に当ウェブサイトでご案内します。

なお、学校司書、小中学校の事務職員については、三重県人事委員会が採用試験を行いますので、詳細はこちら（<http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>）をご覧ください。

Q5 申込資格にある「欠格条項」とは、どんな内容ですか？

A5 地方公務員法第16条では、次のように定められています。

「次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、学校教育法第9条では次のように定められています。

「次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

これらが「欠格条項」とよばれるもので、これらの条項に該当する場合は、受験申込をすることができません。

Q6 特別支援学校教諭の募集はありますか？

A6 本県では、平成21年度採用選考試験（平成20年実施）から、特別支援学校教諭の募集を行っています。特別支援学校教諭を強く希望する人で、募集する教科に応じた免許状とともに、特別支援学校の免許状を有する人が対象となります。

また、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭として合格した人の中から、特別支援学校希望の有無や免許状の取得状況を考慮して、特別支援学校教諭として採用しますので、希望する人は、申込の際、特別支援学校希望の有無の項目で「希望有り」として申し込んでください。

Q7 2次試験の合格者は、全員採用になるのでしょうか？

A7 ここ数年は、自ら採用を辞退した人、及び申込資格を満たさないことが判明した人を除き、合格者の全員を採用しています。

Q8 他都道府県の現職教員が三重県の教員になるにはどうすればいいですか？

A8 国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で正規の教諭等の経験が3年以上の人は、「教職経験者等を対象とした特別選考[I]」での受験が可能です。第1次選考試験の筆答試験（教養）を免除します。

なお、正規の教諭等としての経験が3年未満の方は、その他の資格要件を満たしていれば、一般選考で受験していただくことになります。

詳細は、今年度の実施要項をご覧ください。

Q9 電子申請が原則となっていますが、電子申請でないと、選考で不利になるのですか？

A9 申込が電子申請でなくとも、選考で不利になることはありませんが、申請項目の多くが択一式のため簡単で、エラーチェックにより申請ミスが起こりにくいため、電子申請をおすすめします。

また、学校教育の現状や採用後に求められる教員としての資質等を考え、可能な限り、電子申請で申し込んでください。

Q10 過去の試験問題を調べたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A10 過去5年分の筆答試験（専門）、筆答試験（教養）、集団面接（討論）、小論文、論述試験、模擬授業及び技能・実技試験の問題及び解答等について、情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎1階 津市栄町1丁目954 TEL 059-224-2073）で公開しております。なお、写しを希望する場合には、コピー代金（1枚10円）がかかります。

Q11 現在海外に在住していますが、受験の手続きは可能ですか？

A11 もちろん可能です。電子申請による受験申し込みをおすすめします。その際、現住所欄には、国内の連絡先を記入するようにしてください。この住所に受験票を送付することになります（海外への受験票の発送はできません。）

Q12 教員免許状を取得する見込みなのですが、いつまでに取得すればよいのですか？

A12 教員取得見込みで受験していただけますが、その取得期限は、採用選考試験実施年度の3月31日までとなっています。この期限までに取得できない場合は、たとえ選考試験で合格と判定されていても、採用資格を失います。

Q13 特別支援学校教員免許を持っていませんが、特別支援学校を希望してよいのですか？

A13 当該校種（小学校、中学校、又は高等学校）教諭の普通免許状を持っていれば、希望して構いません。

Q14 専修免と1種免を持っているが、両方とも記入するのですか？

A14 上位の免許状だけを記入してください。ただし、上位の免許状が取得見込みである場合は、取得済みの下位の免許状を記入してください。

Q15 申し込んだ後、申込内容の間違いに気づいたので、修正したいのですが？

A15 そのままにしておく虚偽の申請になる場合がありますので、間違いに気づいたら、ただちに担当まで電話連絡をお願いします。誤りの内容に応じて、修正の手続について説明します。

申込の際には、誤りのないように十分確認のうえ送信をお願いします。